

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成29年9月定例会

議案の 件名	議案第43号  交野市地域公共交通検討委員会条例	政策等 の区分	計画・事業・ <input type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
<p>交野市内の公共交通（鉄道交通を除く。）について、利用形態や社会状況の変化などを踏まえ、今後の公共交通等のあり方を検討するために、検討委員会を設置する。</p>					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
<p>市内の公共交通については、人口減少や高齢化の進展などにより、路線バスの利用者数が減少し、バス事業者による路線再編成が想定され、現状の路線バス等の交通体系の維持が困難になることが想定されることから、今後の公共交通等のあり方を検討する組織を設置する。</p>	<p>総事業費 6,886 千円にかかる内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交野市地域公共交通検討委員会 委員報酬 386 千円</li> <li>・交野市地域公共交通基礎調査等業務委託 6,500 千円</li> </ul> <p>公共交通の現状や課題の調査をおこない、学識経験者、関係団体、一般市民から意見を頂きながら今後の公共交通等のあり方について検討を行う。</p>				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
<p>交野市内の公共交通については、平成28年4月の議会全員協議会において、「路線バスの利用向上を図りつつ、ゆうゆうバスを概ね5年程度は現状維持とする。」「今後、高齢化の進展により、車や自転車等での移動が困難となる世代が増加し、バス利用に対するニーズの変化が予想されるため、これらを見据えた検討を引き続き行う。」との方針を示しているが、路線バスの路線再編成等が想定されることや、市民の移動手段の確保の課題等もあることから、今後の公共交通のあり方について検討していく組織として、学識経験者等の外部委員による検討委員会を設置する。</p>	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	交通が便利で、どこへでも気楽に出かけている			
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称 策定年度 計画期間	交野市都市計画マスタープラン 平成23年度（現行計画） 平成32年度まで			
〈市民参加の状況〉	〈政策等の実施時期〉				
有・ <input type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）	公布の日から施行				
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
都市計画部		都市計画課		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	

## 交野市地域公共交通検討委員会条例の制定について

### 1. 条例制定の目的について

交野市内の公共交通（鉄道交通を除く。）については、平成28年4月の議会全員協議会において、「路線バスの利用向上を図りつつ、ゆうゆうバスを概ね5年程度は現状維持とする。」「今後、高齢化の進展により、車や自転車等での移動が困難となる世代が増加し、バス利用に対するニーズの変化が予想されるため、これらを見据えた検討を引き続き行う。」との方針を示しているが、今後の人口減少や高齢化の進展などにより、路線バスの路線再編成等が想定されることや、市民の移動手段の確保の課題等もあることから、今後の市内の公共交通のあり方について検討していく組織として学識経験者等の外部委員による地域公共交通検討委員会を設置する。

### 2. 地域公共交通検討委員会の所掌事務等について

市長の諮問に応じ、市内の公共交通の現状等について調査研究（市民アンケート調査、地域の状況・バス利用の状況調査、先進市事例調査等）し、今後の公共交通のあり方について検討し、市長に報告する。

### 3. 検討委員会委員の構成について（案）

条例上の定数 20人以内

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 学識経験者（大学教授等）    | 2人程度 |
| (2) 関係する団体等から選出された者 |      |
| ・ 福祉関係団体（障がい者関係団体）  | 1人程度 |
| （高齢者関係団体）           | 1人程度 |
| ・ 勤労者関係団体（商工会議所等）   | 1人程度 |
| ・ 路線バス事業者           | 1人程度 |
| ・ タクシー事業者           | 1人程度 |
| ・ 行政機関（警察、近畿運輸局等）   | 2人程度 |
| (3) 一般市民            |      |
| ・ 地区代表者（区長等）        | 9人程度 |
| ・ 公募市民              | 2人程度 |

### 4. 条例の施行日について

公布の日から施行する。